

平成28年（2016年）8月那覇市・南風原町  
環境施設組合議会 臨時会

（午前10時00分 開会）

○議長（平良仁一）

ただいまから平成28年（2016年）8月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

○議長（平良仁一）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（平良仁一）

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

坂井浩二議員の仮議席は、議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○議長（平良仁一）

この際、諸般の報告をいたします。

清水磨男議員が、5月27日付けの県議会議員選挙立候補に伴い、公職選挙法第90条の規定により、同日付けで失職となり、去る6月17日に坂井浩二議員が新たに組合議会議員に選任されておりますので、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（平良仁一）

日程第1、議席の指定を行います。

坂井浩二議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、ただいまご着席のとおり指定をいたします。

~~~~~

○議長（平良仁一）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において花城清文議員と、赤嶺奈津江議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（平良仁一）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付した会期日程案のとおり本日、8月5日の1日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平良仁一）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日8月5日の1日間に決定いたしました。

~~~~~

○議長（平良仁一）

日程第4、議案第5号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間論総務企画課長。

○総務企画課長（上間論）

議案第5号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、小学校から中学校まで

の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、早出遅出勤務の対象となる育児または介護を行う職員に係る規定について、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を追加するほか、字句の整理を行うため条例を改正するものであります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

これにて討論を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより採決を行います。

議案第5号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第5、議案第6号、那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定

についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長(上間諭)

議案第6号、那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律で、人事行政の運営状況を定めた地方公務員法第58条の2第1項が改正され、「退職管理」が追加されたことに伴い、那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で定めている報告事項について改正するものであります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

これにて討論を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより採決を行います。

議案第6号、那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第6、議案第7号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間論総務企画課長。

○総務企画課長(上間論)

議案第7号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、当初予算編成後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ280万2,000円増額補正するものであります。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ43億5,104万1,000円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第5款繰入金は280万2,000円の増額で、歳出の財源に充当するため財政調整基金を取り崩すことによる財政調整基金繰入金の増額補正であります。

次に、歳出予算の概要をご説明申し上げます。

第3款衛生費は280万2,000円の増額であります。平成28年度から平成32年度までの5カ年間で実施する「那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事」の施工監理については、当初、本組合職員で行う予定でありました。しかしながら、平成28年3月に完了しました「那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造事業に係る発注支援等業務委託報告書」において、本工事を

を行う工場内の限られたスペースの中で、同時期に発注する他の工事との施工に関する相互調整等の条件から厳しいスケジュール管理を要すること、業務内容や業務量から現在の職員体制で実施することが難しいことなどが判明しました。

よって、業務の円滑な推進を図る上で本工事の施工監理については、高度な専門知識と経験豊富な廃棄物専門コンサルタントへ業務委託することとしたため、業務委託の費用を増額補正するものであります。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げます。

第2表債務負担行為の補正につきましては、「那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事等に伴う施工監理業務委託」で、平成32年度の工事完了までの期間分であります。

以上が議案第7号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入ります。

それでは発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。日本共産党の古堅茂治です。

議案第7号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

2016年度から2020年度までの5年間行われる那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事の施工監理を、当初予定していた本組合職員ではなく民間の高度な専門

知識、豊富な経験を有するコンサルタントへ委託するとの増額補正の理由を伺います。

○議長(平良仁一)

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

古堅茂治議員の議案質疑についてお答えいたします。

那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事の施工監理を本組合職員でなく、民間のコンサルタントへ委託する増額補正の理由についてお答えいたします。本組合では平成28年度から平成32年度までの5年間で実施する那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事の施工監理については、当初、本組合職員で行う予定でありました。しかしながら、平成28年3月に完了しました那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造事業に係る発注支援等業務委託報告書において、本工事を行う工場内の限られたスペースの中で、同時期に発注します他の工事との施工に関する相互調整等の条件から、厳しいスケジュール管理を要すること、業務内容や業務量から現在の職員体制で実施することが難しいことなどが判明いたしました。

よって、業務の円滑な推進を図る上で、本工事の施工監理については高度な専門知識と経験豊富な廃棄物専門コンサルタントへ業務委託することとしたため、業務委託の費用を増額計上するものであります。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

技術職員の体制の不足によって、やむを得ずそういうことになったと思うんです。しかし、ほかのところに支障が出ないためには、それもやむなしの措置で、全体的には2,000万円以上の予算を持ち出すという

ことになります。そういう面で、技術職員の拡充というのが私は求められていると思います。それは次の定例会で質問をしたいと思います。

それで、この民間のコンサルタントに対する本組合からのチェック、点検、向こうも専門的で、こちらより高度な知見を持ってやっていると思います。だけど、その業者に対してどう本組合はチェックをしているのか。そこら辺の仕組み、それについて教えてください。

○議長(平良仁一)

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

民間のコンサルタントに対する組合の点検機能についてお答えいたします。

施工管理業務の主な内容としましては、工事仕様書等の内容が、請負業者が作成する実施設計図等に反映され、そのとおり現場で施工されているかを確認するために、書類や立ち会い検査等を行ったり、同時期に発注する他の工事や点検業務等の施工に関する調整や、常時稼働しているごみ処理運転管理との調整等、詳細なスケジュール管理を含め、組合監督員の補助業務を行うことを目的としております。

本組合ではごみ処理施設技術管理士等の専門資格を持った組合監督員が、コンサルタントから提出されます立ち会い報告書や検査記録、会議議事録等を確認していきます。また、全国的に地方公共団体が行う廃棄物処理施設建設工事に係る技術的助言や指導を行っております公益社団法人全国都市清掃会議からも、必要に応じて機器の性能や施工に関する実施設計等の書類審査や現場での監理援助等、技術的助言や指導を受けながら工事を進めていく予定でございます。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

技術専門員の仕事がふえていると思います。頑張ってください。終わります。

○議長(平良仁一)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

これにて討論を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより採決を行います。

議案第7号、平成28年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第7、議案第8号、修繕工事請負契約について(平成28年度 焼却設備定期修繕)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

議案書のほうは6ページになります。それから提案理由のほうは4ページでござい

ます。議案書のほうから説明してまいります。

議案第8号、修繕工事請負契約について(平成28年度 焼却設備定期修繕)。次のとおり修繕工事請負契約を締結する。飛ばしまして2番、契約の方法としまして随意契約、契約金額3億6,504万円、契約の相手方、JFEエンジニアリング株式会社九州支店となっております。

7ページのほうに修繕工事請負契約の仮契約書が示してございますので、参考にいらんになってください。提案理由のほうは、提案理由説明4ページのほうを読み上げて説明いたします。

本案は、那覇・南風原クリーンセンターの焼却設備定期修繕の修繕工事請負契約であります。焼却設備定期修繕はごみ処理施設全体の機能の保全、回復による安全・安定的な操業を目的とし、毎年定期的を実施するものであります。内容としましては、焼却炉を初めとする各機械類の分解、清掃、点検及び消耗部品の交換を行うものであります。

修繕工事請負契約につきましては、去る7月14日に開催された那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会において承認を得ており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、請負金額3億6,504万円でJFEエンジニアリング株式会社九州支店と、平成28年7月19日付けで仮契約を締結しております。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入ります。

それでは発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

議案第8号、修繕工事請負契約について(平成28年度 焼却設備定期修繕)について質疑を行います。

環境に優しいごみ処理施設を目指して、安全、安定な施設の運営のためにも、定期修繕は必要なものです。そこでプラントメーカーに対抗する修繕費用の精査の取り組みを伺います。

○議長(平良仁一)

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

プラントメーカーに対抗する修繕費用の精査の取り組みについてお答えいたします。

修繕費用の精査につきましては、国土交通省の積算基準に基づく公共工事労務単価及び公益社団法人全国都市清掃会議発行の積算要領を用い、さらにこれまでの作業実績も参考にして設計額を算出しております。

以上です。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

プラントメーカーの言いなりにならない。そして組合の努力が評価されているんです。修繕費用の節減について、その取り組みを伺います。

○議長(平良仁一)

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

修繕費用の節減についての取り組みについてお答えいたします。

修繕費用の節減についての取り組みといたしましては、機器ごとの精査、積算に加え、可能な限りプラントメーカーから分離、分割発注に取り組んでおります。平成28年度における主な節減効果につきましては、

新たに1件、ごみクレーン等点検修繕の分離分割発注を行い、プラントメーカーからの約2,500万円の提示額に対し、分離分割発注した結果、約1,500万円の契約額となり、節減効果としては約1,000万円が見込まれます。また、今年度の焼却設備全体での分離分割発注につきましては、基幹改造を除く修繕・点検項目で18件、発注総額で約1億円の実績となり、約3,000万円の節減効果を見込んでおります。以上でございます。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

今回の当初修繕で1,000万円、その他で3,000万円、合計で4,000万円ぐらいあるんですかね。そういう努力が垣間見えます。高く評価するものです。それでもプラントメーカーに対抗できる技術専門員がいるがゆえのたまものだと思います。さらに拡充すれば、さらに大きな効果も生めることが考えられると思います。その努力方をお願いしたいと思います。終わります。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

ハイタイ、那覇市議会議員の多和田栄子です。

それでは議案を深める立場から、ダブリもあると思いますけれども、質疑をいたします。

議案第8号、修繕工事請負契約についてであります。まず1点目に、定期修繕の目的及び内容について、再度確認したいと思います。

○議長(平良仁一)

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

多和田栄子議員の議案質疑についてお答えいたします。

定期修繕の目的及び内容について。焼却設備定期修繕は、ごみ処理施設全体の機能の保全、回復による安全・安定的な操業を目的として、毎年定期的に実施しており、設備の運転の停止して、運転中にできない各機器の内部点検や清掃、補修を行うものであります。今回の定期修繕の主な内容としましては、焼却炉内の耐火物の補修、ボイラーの水管肉盛補修、ダイオキシン類などの排ガスを適切に処理する集じん機の点検等を行うとともに、法定点検として毎年行うアンモニア気化器の検査を行うものであります。以上であります。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

定期点検、本当に大事なことであるかと思えます。今、答弁にありましたように、大量のダイオキシンを出さないためにも、本当に適切な処理であるということがわかりました。

それでは2番目の随意契約にした理由を伺います。

○議長(平良仁一)

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

随意契約にした理由についてお答えいたします。

ごみ処理施設はプラントメーカーの高度な工学的技術とノウハウが蓄積された特殊な施設であります。その施設は、多くの機器が緊密にシステム化された構造となっているため、本来の性能を継続的に発揮させるには、既存設備の構造や性能を踏まえた適切な点検整備及び修繕を定期的に行うことが必要不可欠となります。その際にはご

み処理施設の停止期間を最小限にとどめること。さらには年間を通して効率的な稼働が求められることから、点検整備及び修繕を迅速かつ正確に遂行する必要があります。

以上のことから総合的に判断して、焼却設備定期修繕の施工者は、ごみ処理施設の構造、機能及び性能を熟知しているプラントメーカーのみであると考えております。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約にしたものでございます。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

ありがとうございました。

ごみ処理施設の構造、機能を熟知しているプラントメーカーのみであるということがわかったんですけれども、あえて取り上げたのは先ほどもありましたけれども、プラントメーカーの言いなりになってはいけないということを指摘したいと思えます。

3番目に移ります。修繕の金額、本当に大きい金額であります。毎年のことながら、しっかり積算されているのかなということが気になるわけです。そこで節減のことも含めまして質疑をしたいと思います。見積額の精査及び工事請負契約の算定はどのように行っているのか、質疑をいたします。

○議長(平良仁一)

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

多和田栄子議員の質疑に対して、お答え申し上げます。

見積額の精査につきましては、見積書にある修繕項目や修繕範囲の精査を行い、ごみ処理施設の安定稼働に必要なかつ適正な修繕を行えるよう努めているところであります。また工事請負契約額の算定につきまし

ては、国土交通省の積算基準に基づく公共工事労務単価及び公益法人全国都市清掃会議発行の積算要領を用い、さらにこれまでの作業実績も参考にして設計額を算出しております。

○議長(平良仁一)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

これにて討論を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより採決を行います。

議案第8号、修繕工事請負契約について(平成28年度 焼却設備定期修繕)は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第8、議案第9号、工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

議案書のほうは8ページと9ページになっております。それから提案理由説明は5ページでございます。

議案書のほうで説明いたします。8ページ、議案第9号、工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事)。次のとおり工事請負契約を締結する。2番のほうからいきます。契約の方法、制限付一般競争入札。契約金額47億5,200万円。契約の相手方、JFEエンジニアリング株式会社九州支店。9ページのほうに工事請負仮契約書が示されております。参考によろしく申し上げます。

提案理由につきましては、5ページのほうを読み上げてご説明いたします。

議案第9号、那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇・南風原クリーンセンターの基幹的設備改造工事の工事請負契約であります。那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事は、那覇・南風原クリーンセンターのごみ処理施設の適正な維持管理とともに、施設の延命化を図ることを目的とし、平成27年度に策定しました循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成28年度から平成32年度までの5カ年間で実施するものであります。

本工事は、プラントメーカーによる定期修繕の結果や平成27年度に実施した本施設の機能調査・診断報告書をもとに、平成32年度までの年度ごとのメニューを策定しており、主な基幹設備の更新を実施するものであります。

当該工事請負契約につきましては、去る6月1日に開催された「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会において、制限付き一般競争入札で実施することの承認を得た後、6月10日に公告、7月11日に開札をしております。

その結果、請負金額47億5,200万円で、



JFEエンジニアリング株式会社九州支店が落札し、平成28年7月19日付けで仮契約を締結しております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入ります。

それでは発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

議案第9号、那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事請負契約について質疑を行います。

基幹的設備改造工事の概要、精査の取り組みを伺います。

○議長(平良仁一)

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

古堅茂治議員の議案質疑について、基幹的設備改造工事の概要、精査の取り組みについてお答えいたします。

今回実施します基幹的設備改造工事は、平成27年度に作成しました那覇・南風原クリーンセンターの精密機能診断書をもとに消耗が著しい設備で、かつ更新するほうが最善と思われる設備に限定し検討がなされております。その概要は、燃焼設備、灰処理設備、集塵設備及び燃焼ガス冷却設備の更新となっております。

また、設計金額の算定方法については、プラントメーカーからの見積書について、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定められた積算基準に基づいて査定し、積算を行っております。

この結果、プラントメーカーの見積額52億8,120万円が、設計額48億5,816万円とな

りました。

その後、設計額を予定価格として公表し、制限付一般競争入札を実施した結果、落札額47億5,200万円で仮契約を締結しております。

以上です。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

精査によって5億円近く節減ができたということが言えると思います。

それでは基幹的設備改造工事の施設延命のメリット、それについて伺います。

○議長(平良仁一)

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

基幹的設備改造工事のメリットについてお答えいたします。

平成27年度に作成しました那覇・南風原クリーンセンターの長寿命化計画において、これまで本クリーンセンターの施設稼働を35年目標としておりましたが、建物が50年使用できることなどの理由により、施設稼働を50年目標とした計画に見直しを行いました。

長寿命化計画では、今回実施します基幹的設備改造工事を含め3度工事を行い、50年間施設を稼働した場合と工事を行わずに25年目で新たに建てかえをして、同様に50年間稼働する場合とを比較すると、基幹的設備改造工事費と新たに建てかえをする費用との差額が約44億円となり、基幹的設備改造工事を実施したほうがライフサイクルコストの低減が図られる結果となっております。なお、定期修繕に要する費用は、那覇市と南風原町から負担金等で賄っておりますが、基幹的設備改造工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象となり、補助率

2分の1の交付金を活用する予定であります。

以上でございます。

○議長(平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番(古堅茂治)

44億円の効果だという説明ですが、それでも補助率も2分の1の高額のもので国の制度を使うということで、これも皆さんの知恵ある取り組みだと思います。高く評価します。この中でも40何億の事業ですので、技術職員の役割は非常に大きいものがあります。頑張ってください。終わります。

○議長(平良仁一)

大城勝議員。

○7番(大城勝)

質疑を行います。南風原町議の大城勝です。

議案第9号、那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事の請負契約について質問をします。当該契約については、6月1日のごみ処理施設管理運営委員会の承認を得た後、公告、開札とありますが、その管理運営委員会での審議内容について、次の1から3までやりますが、まとめて質問します。(1)当日の委員会の組織構成員、審議に要した時間を問います。(2)契約は制限付一般競争入札とあります。契約に制限をつけることにより、門戸を狭めることに対し、委員会ではどのような討議がなされたか。(3)仮契約金額が税込み47億円余と高額であります。業者の提示価格と比較しての下げ幅は幾らで、その下げ幅の内容について問います。

以上、3点について質問します。

○議長(平良仁一)

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長(上間諭)

大城勝議員の議案質疑について、順次お答えいたします。

初めに、1点目の当日の委員会の組織構成員、審議に要した時間についてお答えいたします。当日の出席した委員は、那覇市から知念副市長、渡口企画財務部長、島田環境部長の3名。南風原町から国吉副町長、新垣総務部長の2名。本組合から上江洲事務局長、合計6名でありました。また審議に要した時間は約40分となっております。

次に2点目、入札に制限をつけることにより門戸を狭めることに対し、委員会ではどのような討議がなされたかについてお答えいたします。今回の制限付一般競争入札を執行するに当たり、入札参加資格に制限を設けました。その内容の主な項目として、1つ目に那覇市、または南風原町の建設工事等競争入札参加資格名簿に機械器具設置あるいは清掃施設の業者登録があること。

2つ目に、平成17年度以降、国内における施設規模が1日当たりの処理量450トン以上かつ1炉当たり150トン以上のボイラー・タービン発電機付全連続様式ストーカ炉の新設工事の元請での竣工実績があること。

3つ目に、電気式灰溶融施設の新設工事の元請での竣工実績があることなどとなっております。

委員会の中では資料を使って説明したところ、制限付一般競争入札について、特段異論はありませんでした。

次に3点目の仮契約金額が税込47億円余と高額で、業者の提示価格と比較しての下げ幅は幾らで、その下げ幅の内容を知りたいについてお答えいたします。

今回の基幹的設備改造工事を実施するに当たり、プラントメーカーから提出されました見積額52億8,120万円につきましては、

本工事を実施するに当たり活用します循環型社会形成推進交付金の交付要綱で定められた積算基準に基づいて査定し、積算しております。

その結果、見積額よりも4億2,304万円減の設計額48億5,816万円となり、見積額との割合は91.99%となっております。その設計額を予定価格として公表し、制限付一般競争入札を実施した結果、落札価格は47億5,200万円で、落札率97.81%となっております。また見積額との割合は89.98%となっております。

なお、設計額が見積額から減額となった内容としましては、労務単価の補正や諸経費の見直しなどによる減額となっております。

以上です。

○議長(平良仁一)

大城勝議員。

○7番(大城勝)

先ほどの古堅議員の中でも契約の内容を述べられていますけれども、入札業者は何社だったんですか。

○議長(平良仁一)

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長(高江洲広美)

応札した業者は1社でございます。

○議長(平良仁一)

大城勝議員。

○7番(大城勝)

ご答弁、どうもありがとうございました。今回のクリーンセンターに係る改造工事の費用の膨大さは、定期修繕工事の費用額3億円台と違い、費用もその10倍以上の高額で、国の交付金を活用しての基幹的設備改造の事業であります。それで請負業者選びにもより慎重になってしかるべきだと私は考えます。私はその慎重度を知りたく質問

をしたところ です。

今回、工事請負契約をするにおいては、入札参加資格要件として、入札公告日から開札日までの間、幾つもの満たすべき条件を提起して、制限付とする一般競争入札の方式をとることにより、良質の業者が選択できるやり方を採用しています。また入札業者は、開札してみると1社だけだとのことですが、この入札の実施要項として、入札参加業者の資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1社でも落札決定を行うやり方をとったということを知っております。そのことにより、結果的に工事請負金額の値下げが実行できたのは高く評価したいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

多和田栄子です。

古堅議員や大城議員とダブリもありますけれども、あえて質疑をしていきたいと思っております。

議案第9号、那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事請負契約についてであります。

まず1点目、焼却設備定期修繕との違いを教えてくださいたいと思っております。

○議長(平良仁一)

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

多和田栄子議員の議案質疑、焼却設備定期修繕との違いについてお答えいたします。焼却設備定期修繕は、焼却炉を初めとする各機械類の分解、清掃、点検及び消耗部品類の交換等、設備も部分的な補修や一部の取りかえにとどまる比較的短い期間で完了するものであります。

一方、基幹的設備改造工事は、各種設備等の劣化が進み、年々修繕費が増加する中で、設備全体を更新したほうが長期的な費用対効果が大きくなる前に実施し、工期も長期にわたります。

なお、定期修繕に要する費用は、那覇市と南風原町からの負担金等で賄っておりますが、基幹的設備改造工事は循環型社会形成推進交付金の対象となり、補助率が2分の1の交付金を活用する予定でございます。

以上でございます。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

ご答弁、ありがとうございます。

その定期修繕というのは那覇市と南風原町の交付金で修繕、予算化されていますけれども、基幹的設備改造工事というのは、社会形成推進交付金の対象ということで、半額補助があるということは理解できました。ありがとうございます。

それでは2番目と3番目の質問は一括して行いたいと思います。

2番目の制限付一般競争入札で仮契約が締結されております。入札の経緯を伺います。

3番目に、入札金額の適正化はどのように判断されているのか。一括してお願いいたします。

○議長(平良仁一)

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

多和田栄子議員の議案質疑1点目、制限付一般競争入札で仮契約が締結されている入札の経緯を聞くについてお答えいたします。

6月1日に開催した那覇市・南風原町環境施設ごみ処理施設管理運営委員会におき

まして、本工事の契約方式等について審議し、制限付一般競争入札で実施することに承認を得て、6月10日に公告を行いました。

その際の制限を付した主な入札参加資格要件として、1つ目に、那覇市または南風原町の建設工事等競争入札参加資格名簿に機械器具設置あるいは清掃施設の業者登録があること。2つ目に、平成17年度以降、国内における施設規模が1日当たりの処理量450トン以上かつ1炉当たり150トン以上のボイラー・タービン発電機付、全連続式ストーカ炉の新設工事の元請での竣工実績があること。3つ目に、電気式灰溶融炉施設の新設工事の元請での竣工実績があること等となっております。

入札は郵便入札であります。7月6日を配達指定日として、JFEエンジニアリング株式会社1社の応募があり、11日に開札を行い、同社が落札し、19日に47億5,200万円で仮契約を締結しております。

2点目の議案質疑、入札金額の適正化はどのように判断しているかについてお答えいたします。

今回の基幹的設備改造工事について、プラントメーカーの見積額は52億8,120万円となっておりますが、本工事を実施するに当たり活用します循環型社会形成推進交付金の交付要綱で定められた積算基準に基づいて査定し積算したところ、設計金額は48億5,816万円となり、見積額に対し91.99%となりました。

その価格を予定価格として公表し、制限付一般競争入札を実施した結果、応札に参加した業者は本施設のプラントメーカー1社のみでありましたが、落札価格は47億5,200万円で、落札率97.81%となっております。

また、プラントメーカーの見積額との割

合は89.98%となっております。

以上の経過から、入札は適正に実施され、競争原理が働いたものと判断しております。

以上でございます。

○議長(平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番(多和田栄子)

ありがとうございました。仮契約が締結されて、本当に結果として1社が応募ということがわかりました。業者登録や元請実績があるということを重視されているということでもありますけれども、年数とともに修繕費が見直されていくということは事実かと思うんですけれども、金額の適正化が本当に正当にされているかというのが気になったわけです。ですけれども、それも職員の積算基準に基づいてちゃんと査定した金額で、今回も89.98%で、競争原理が本当に働いているということが理解できました。

今後とも施設の安全管理も含め、技術職員の確保、それから育成等に力を入れて頑張っていただきたいということを要望して質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(平良仁一)

以上で通告書に基づく質疑は終了しました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

これにて討論を終結いたします。

○議長(平良仁一)

これより採決を行います。

議案第9号、工事請負契約について(那

覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事)は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第9、報告第2号、平成27年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

報告第2号、平成27年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成28年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会において議決を得た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会へ報告するものであります。

今回の繰り越しにつきましては、第3款衛生費において「周辺まちづくり事業」が1億2,374万6,922円の繰り越しで、環境の杜ふれあい公園用地補償・物件補償における法定相続人の相続手続等に不測の時間を要したため、公有財産購入費及び補償、補填及び賠償金を繰り越したものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入ります。

それでは発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

栗國彰議員。

○2番(栗國彰)

那覇市議の栗國でございます。よろしくお願ひします。

質疑をいたします。

報告第2号、平成27年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑をいたします。

周辺まちづくり事業が1億2,374万6,922円の繰り越しとなっているが、今後、この事業の進捗におくれるとか何か影響はないか伺いたいと思います。

○議長(平良仁一)

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

栗國彰議員の報告質疑についてお答えいたします。

周辺まちづくり事業が1億2,374万6,922円の繰り越しとなっているが、今後の事業におくれるとか何かの影響はないかについてお答えいたします。環境の杜ふれあい公園は3.6ヘクタールの近隣公園として、平成26年3月に都市計画決定、平成26年4月に事業認可を受け、用地買収等を進めているところであります。今回の繰り越しにつきましては、用地及び物件補償において地権者の相続手続に期間を要し、年度内の契約ができず繰り越しとなりました。

繰越件数7件のうち5件契約済みで、残り2件についても8月末までに契約予定となっております。繰越額1億2,374万6,922円については、全額執行の見込みとなっております。

また平成28年度の事業につきましては、国からの交付金交付決定通知書が7月に届

き、平成28年度補助金の執行が7月からとなっております。これらのことから、繰越による当該事業のおくれはないものと考えております。

今後の事業につきましては、用地・物件補償及び工事等を予定しており、平成31年3月完成を目指し事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(平良仁一)

栗國彰議員。

○2番(栗國彰)

どうもありがとうございました。今の説明で繰り越し事業が、当該事業が支障はないという話を聞きましたので、しっかりこの施設をつくるときにはいろんな地域の皆さん方には交渉した事業があると思います。ですから、今皆さんが、執行部がしっかりそれを頑張っているのは高く評価しますが、これからもっともっと、この完成を地域の方々や、市長や市民が楽しみに待っておりますので、どうぞしっかりと頑張ってくださいようお願いしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長(平良仁一)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第10、報告第3号、専決処分の報告について(修繕工事請負契約の変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中田光信クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事(中田光信)

報告第3号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成28年7月23日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第6号、平成27年度 焼却設備定期修繕に係る修繕工事請負契約について、設計変更に伴う修繕工事請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、本定期修繕におけるごみクレーンの点検中に車輪用軸受けからの異音が確認されたため、追加修繕等を行ったものであります。変更前の金額は4億7,293万2,000円で、変更後の金額は4億8,285万7,200円となり、992万5,200円の増額となります。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成18年2月15日付けで那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決処分事項として指定された「契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更」の事項として、平成28年2月25日に当該事項の専決処分を行い、同日付けで修繕工事請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(平良仁一)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(平良仁一)

日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付した

案のとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

○議長(平良仁一)

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議員派遣の議決事項について、諸般の事情により変更が生じる場合には、その変更を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認め、変更が生じる場合には議長に一任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(平良仁一)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平良仁一)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(平良仁一)

以上をもちまして、本日の日程は全て終

了いたしました。

これにて、平成28年（2016年）8月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

イッペー、ニフエーデービタン。お疲れさまでした。

（午前10時58分 閉会）

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議 長

平良 仁一

署名議員

元城 清文

署名議員

赤嶺 邦津江